

○ 労働基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百十二号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。</p> <p>三 四 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。</p> <p>三 四 （略）</p>